

特定労務管理対象機関の指定について

医師・看護人材確保対策課

○ 特定労務管理対象機関について

令和6年4月からの医師の時間外労働上限規制の適用開始に向け、時間外・休日労働が年960時間を超える必要がある医師がいる医療機関は、医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）による評価を受審した上で、県に対し、特定労務管理対象機関（いわゆるB・連携B・C-1・C-2水準対象機関）の申請を行い、その指定を受ける必要がある。

<特例水準> 年1,860時間を上限

特例水準	機関名称	医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務
B	特定地域医療提供機関	救急医療
		居宅等における医療
		地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療
連携B	連携型特定地域医療提供機関	医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣
C-1	技能向上集中研修機関	臨床研修・専門研修
C-2	特定高度技能研修機関	高度な技能の修得のために研修

県は、指定に当たって、地域の医療提供体制の構築方針との整合性の観点から、医療審議会の意見を聴くこととされている。

<医療法第113条第5項>

都道府県は、第一項の規定による指定（特定労務管理対象機関の指定）をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

【参考】評価センターによる評価結果について

医療法第113条第4項により、県が特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、評価センターからの評価結果報告書に記載された評価結果を踏まえなければならないとされている。

厚生労働省から示された「都道府県が行う特定労務管理対象機関の指定に関する手順書（令和5年2月版）」によると、評価センターによる評価結果は、次ページの5つの体系（※）で示され、「△」の評価を受けた医療機関の指定を行う際には、必要に応じて評価センターに評価結果の詳細を確認するとともに、労務管理体制の改善見込み、地域医療体制の観点からの特例水準の指定の必要性等を総合的に勘案して、医療審議会における審議を行う必要があるとされている。

（※）評価センターによる評価は医療機関の評価の一面にすぎず、医療機関の優劣を示す趣旨ではないことから、定型的な文章で示されることとされている。

今回申請のあった7医療機関の評価結果は、いずれも「○」の評価を受けている。

<評価結果（全体評価）の体系>

- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。
- △ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。
- △ 労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に関する医療機関内の取組に改善の必要がある。

特定労務管理対象機関の指定申請等の状況

○ 指定申請があった医療機関

申請医療機関	申請区分（水準）	特例水準の適用が必要な業務	審査状況
諏訪赤十字病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 救急医療 ・ 地域において当該病院以外で提供することが困難な医療	別添調書のとおり （P 5）
長野県立こども病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 救急医療 ・ 地域において当該病院以外で提供することが困難な医療	別添調書のとおり （P 11）
信州大学医学部附属病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 救急医療	別添調書のとおり （P 15）
	連携型特定地域医療提供機関 （連携B水準）	・ 医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣	別添調書のとおり （P 19）
長野中央病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 救急医療	別添調書のとおり （P 23）
長野赤十字病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 救急医療	別添調書のとおり （P 27）
長野県立信州医療センター	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 地域において当該病院以外で提供することが困難な医療	別添調書のとおり （P 31）
飯田市立病院	特定地域医療提供機関 （B水準）	・ 救急医療	別添調書のとおり （P 37）

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	諏訪赤十字病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	循環器内科、血液内科、整形外科、脳神経内科、脳神経外科、 心臓血管外科、麻酔科、救急科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	<p>○救急医療（三次救急医療機関）</p> <p>○地域において当該病院以外で提供することが困難な医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急 ・小児救急 ・高度ながん治療等極めて高度な手術・病棟管理の実施 ・その他（心血管疾患治療）
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>○救急医療</p> <p>諏訪医療圏の三次救急を担っており、24時間365日稼働し年間の救急受入患者数は16,012人、そこからの入院患者数は4,873人と全体の入院患者数の43.6%（令和4年度実績）を占めている。ドクターカーも運用しており、年々出動回数が増加傾向にあり時間外出動の要請もあり出来る限り対応している。</p> <p>現在救急専門医3名（1名育休中）と医師不足の中、日々の業務にあたっており、救急専門医については大学医局においても人数が少ないことから増員も難しく、独自に採用募集を実施するものの応募がない状況が続いており、他診療科医師の協力を得ながら救急医療を提供している。</p> <p>また、急性心筋梗塞、脳卒中等当院でしか行えない治療があり緊急性も高いことから時間外・休日労働の上限を超えざるを得ない状況となっている。</p> <p>○地域において当該病院以外で提供することが困難な医療</p> <p>当院は諏訪医療圏の中核病院として高度急性期及び急性期医療を提供。精神科救急については、病院群輪番制にて受入を行い、小児救急については、地域周産期母子医療センターに指定されており産科からの依頼に応じるため24時間体制でNICU/GCUを運営している。また、諏訪地区小児夜間急病センターからの入院依頼に随時応じる体制を整えているが、諏訪地区小児夜間急病センターが今年度を以って廃止となることから小児科医師への更なる負担が予想される。</p> <p>また、高度のがん治療等極めて高度な手術・病棟管理を提供しており、地域がん診療連携拠点病院として二次医療圏に当院しか保有していない放射線治療装置やダヴィンチによるがん治療を行っている。</p> <p>一方では高度のがん治療に限らず、心血管疾患については二次医療圏で心臓血管外科を標榜している病院は当院のみで緊急対応をせざるを得ない状況であり、血液疾患については医師1名で対応しているが、南信地域での医師不足もあり当院に患者が集中している。</p> <p>さらには、高齢化による骨折等の緊急手術により時間外・休日における手術の増加もあり時間外労働の上限を超えざるを得ない状況となっている。</p>

（続く）

3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令および医療法に規定された事項については必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、適切な労働管理体制構築や勤務環境改善の取組が行われている。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。</p>
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、諏訪赤十字病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式 1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

諏病人第 696 号
令和 5 年 10 月 17 日

長野県知事 様

開設者
住 所 東京都港区芝大門 1-1-3
氏名又は名称 日本赤十字社
(代表者名) 社長 清家 篤

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな かじかわ しょうじ
	梶川 昌二
名称	ふりがな すわせきじゅうじびょういん
	諏訪赤十字病院
所在の場所	ふりがな すわしこがんどおりごちょうめ
	諏訪市湖岸通り五丁目11番50号

2. 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第1号 救急医療

第2号 居宅等における医療

第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

① 医師労働時間短縮計画(案)

② 医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類(添付資料1)

③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類

④ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料6)

⑤ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書(⑤医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類)を代替として扱うことが可能です。

添付書類省略

2023年10月5日

評価結果報告書

諏訪赤十字病院 病院長 殿

医療機関勤務環境評価センター
代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

[指摘事項・助言等]

労働関係法令および医療法に規定された事項については必要な要件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、適切な労働管理体制構築や勤務環境改善の取組が行われている。
労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	長野県立こども病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	小児集中治療科、産科、心臓血管外科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療 ○地域において当該病院以外で提供することが困難な医療 <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>長野県の小児・周産期医療の最後の砦として、小児救命救急（三次救急）を担っており、高度な医療提供、複雑な症例、重症患者を24時間365日受け入れている。これらの症例に対応するためには多くの高度な専門知識、技術を持つ医師が必要となるが、人員には限りがあり、夜間、休日には交代で対応しているものの時間外労働の上限（960時間）を超えざるを得ない。</p> <p>今回、指定申請する診療科の状況は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産科 <ul style="list-style-type: none"> 分娩は予測不能なため、24時間365日体制で業務に従事している。休日・夜間帯は宿直許可を申請中であるが、宿直許可が取得できなければ時間外労働時間は960時間を超過せざるを得ない。 2 小児集中治療科 <ul style="list-style-type: none"> 小児の全身集中管理を行っており、24時間365日集中治療を行っている。月単位の変形労働時間制を採用し、超過勤務の削減には努めているがそれでもなお時間外労働時間は960時間を超過せざるを得ない。 3 心臓血管外科 <ul style="list-style-type: none"> 心臓疾患は緊急性が高く、患者の生命にかかわることが多いため、24時間365日急患の対応を余儀なくされている。業務の見直しを行いながら時間外労働の削減に取り組んでいるが時間外労働時間は960時間を超過せざるを得ない。
3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組としてタスク・シフト/シェアがなされている。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。</p>
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

- （注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件
- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
 - ・勤務する医師の労働時間の状況
 - ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
 - ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
 - ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

- （注2）追加的健康確保措置実施体制の確認
- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、長野県立こども病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

5 こども第 68 号

令和 5 年 (2023 年) 11 月 15 日

長野県知事 様

開設者	地方独立行政法人長野県立病院機構
住 所	長野県長野市南長野幅下 692- 2
氏名又は名称	長野県立こども病院
(代表者名)	院 長 中 村 友 彦

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな なかむら ともひこ
	中村 友彦
名 称	ふりがな ながのけんりつこどもびょういん
	長野県立こども病院
所在の場所	ふりがな ながのけんあづみのしとよしな 3100
	長野県安曇野市豊科 3100

2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画 (案)
- ② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付資料 1)
- ③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料 6)
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※ ③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 (⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類) を代替として扱うことが可能です。

添付書類省略

2023年10月19日

評価結果報告書

長野県立こども病院 病院長 _____ 殿

医療機関勤務環境評価センター
代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組としてタスク・シフト/シェアがなされている。
労働時間短縮に向けて、さらなる改善に向けての取組が望まれる。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	信州大学医学部附属病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	循環器内科、精神科、小児科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科頭頸部外科、産科婦人科、麻酔科蘇生科、形成外科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	救急医療
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>長野県内で7箇所ある3次救急医療機関のうちの1施設であり、中でも高度救命救急センターを擁する唯一の機関である。昨年の救急患者受入総数は5,274人（うち、救急車搬送は2,282人）で、1年間の延べ入院患者数は187,669人（うち夜間・休日・時間外入院件数は1,423人）。急性期医療が必要な患者に対しては高度救命救急センターの医師のみではなく本院に所属する全ての医師が24時間365日体制で患者を受け入れ、高度な医療を提供している。</p> <p>上記のような3次救急医療機関としての機能に加え、本院には教育研究病院としての機能も求められている。求められる機能が多岐にわたる中で医師の働き方改革により時間外労働時間の縮減を目指していくところであるが、現状では特定医師の時間外労働時間が960時間を超えざるを得ない状況となっている。</p>
3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、勤務環境改善への取組が行われているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、信州大学医学部附属病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式1 (特定地域医療提供機関 (B水準) 指定申請書)

令和5年11月22日

長野県知事 殿

開設者 国立大学法人信州大学長 中村 宗一郎
住 所 長野県松本市旭3丁目1番1号
名 称 信州大学医学部附属病院
病院長 花岡 正幸

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定に基づき申請する。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	信州大学医学部附属病院
申請区分	連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）
適用予定診療科	循環器内科、血液内科、脳神経内科、小児科、皮膚科、放射線科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科頭頸部外科、産科婦人科、麻酔科蘇生科、救急科、高度救命救急センター

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	医療提供体制の確保のために必要と認められる医師の派遣
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>当院の目標の一つとして「地域における医療と福祉の向上に寄与する。」を掲げており、その手段として長野県内の医療機関への医師派遣を行い、医療提供体制の維持に貢献している。今年度は長野県内の96医療機関へ延べ1,704名の医師を派遣しており、短時間兼業の依頼（定期的ではなく1日限りの兼業依頼など）を含めるとその数は2,000名を超える。</p> <p>しかしながら、法令上兼業に従事した労働時間は当該医師の労働時間に通算されることになっており、当院内における時間外労働時間が960時間以内に収まっても、兼業時間の通算によりそれを超えてしまう特定医師が発生する見込みである。これに該当する場合、当院から長野県内の医療機関への医師派遣が困難となり、医療提供体制の維持ができなくなる恐れがある。</p> <p>医師の働き方改革により時間外労働時間の縮減を目指していくところであるが、長野県の医療体制を維持することも鑑み、連携B水準の指定申請を行う必要がある。</p>
3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、勤務環境改善への取組が行われているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、信州大学医学部附属病院を連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式2 (連携型特定地域医療提供機関(連携B水準)指定申請書)

令和5年11月22日

長野県知事 様

開設者 国立大学法人信州大学長 中村 宗一郎
住 所 長野県松本市旭3丁目1番1号
名 称 信州大学医学部附属病院
病院長 花岡 正幸

連携型特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第118条の規定に基づき申請する。

2023年10月5日

評価結果報告書

国立大学法人信州大学医学部附属病院 病院長 殿

医療機関勤務環境評価センター
代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、勤務環境改善への取組が行われているが、計画段階の項目が見受けられることから早期実施に向けて取組むことが必要である。労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	長野中央病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	内科、心臓血管外科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	救急医療
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>地域における救急体制の中で、年間3,000件を超える救急車の受け入れを行い、2次救急を担っている。救急患者については、時間外の対応も継続して行っており、また心臓血管外科医師は、その中で、緊急度の高い手術対応など長時間に及ぶ治療を担っており時間外労働の上限を超えざるを得ない状況にある。</p> <p>近年の医師の研修制度の変遷（臨床研修制度や新専門医制度）の中で、医師の確保や養成が難しくなっており、そのような中で救急や時間外、発熱外来など医師の負担は増加している。</p> <p>地域のニーズや医療を守るため現行の救急体制などを維持し、夜間や休日の医師体制を確保するためには、その業務を担う内科を中心とした医師には時間外労働の上限を超えた労働をお願いせざるを得ない状況となっている。</p>
3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制の整備や勤務計画の作成などが行われているが、計画段階の項目も見受けられることから早期実施に向けて取組むことが期待される。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。</p>
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、長野中央病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

第 号

2024年1月20日

長野県知事 様

開設者 長野医療生活協同組合
住 所 長野市西鶴賀町 1570
氏名又は名称 長野中央病院
(代表者名) 菅田 敏夫

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第113条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな ばんば ほまれ
	番場 誉
名称	ふりがな ながのいりようせいかつきょうどうくみあい ながのちゅうおうびょういん
	長野医療生活協同組合 長野中央病院
所在の場所	ふりがな ながのしにしつるがまち
	長野市西鶴賀町 1570

2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

○第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

- ① 医師労働時間短縮計画 (案)
- ② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付資料 1)
- ③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類
- ④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類 (添付資料 6)
- ⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 (⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類) を代替として扱うことが可能です。

添付書類省略

2024年1月10日

評価結果報告書

長野医療生活協同組合長野中央病院 病院長 殿

医療機関勤務環境評価センター
代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制の整備や勤務計画の作成などが行われているが、計画段階の項目も見受けられることから早期実施に向けて取組むことが期待される。
労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県からの必要な支援を講じられたい。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	長野赤十字病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	第一救急部、第一心臓血管外科部、不整脈診療科部

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	救急医療
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	地域の基幹病院として、また、北信唯一の三次救急医療機関であるため、75歳以上の人口の増加による高齢化の進展に伴い、救急搬送患者の増加が見込まれる中（昨年度の救急車受入台数 7,511 台、ヘリ搬送件数 79 件、時間外の救急入院患者数 3,378 名、救急外来患者数 10,479 名）、24 時間 365 日、高度な救急医療を提供し、質の高い救急医療を行っている。救急部においては、タスクシフトを進める事に加え、シフト勤務を敷くことにより、個人の業務負担軽減を図っているが、救急部の当該医師については救急救命センター長として、当院の救急医療の中心として勤務しており、多忙を極めているため、勤務医の時間外労働の上限を超えてしまっている。心臓血管外科医師、不整脈診療科医師についても、同様にタスクシフトを進めているが、長野県の2次医療圏内を始めとした他の医療機関からの循環器系患者を24時間365日対応の循環器救急ホットラインを設けて患者を受け入れており、同体制を維持していくため勤務医の時間外労働の上限を超えてしまっている。
3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。</p> <p>【指摘事項・助言等】 労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導実施体制の整備やタスク・シフト／シェアが実施されているが、勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>
4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、長野赤十字病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

長野病人第 45 号
令和 6 年 1 月 22 日

長野県知事 様

開設者
住 所 東京都港区芝大門 1-1-3
氏名又は名称 日本赤十字社
(代表者名) 社長 清家 篤

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな わだ しゅういち
	和田 秀一
名称	ふりがな ながのせきじゅうじびょういん
	長野赤十字病院
所在の場所	ふりがな ながのしわかさと
	長野市若里五丁目 22 番 1 号

2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

① 医師労働時間短縮計画 (案)

② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付資料 1)

③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類

④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類 (添付資料 6)

⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 (⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類) を代替として扱うことが可能です。

添付書類省略

2024年1月10日

評価結果報告書

長野赤十字病院 病院長

殿

医療機関勤務環境評価センター

代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導実施体制の整備やタスク・シフト/シェアが実施されているが、勤務計画の作成などが計画段階であることから早期実施に向けて取組む必要がある。
労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	長野県立信州医療センター
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	循環器内科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	<p>地域において当該病院以外で提供することが困難な医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・須高地域（須坂市、小布施町、高山村）急性期医療の中核病院 ・長野県唯一の第1種感染症指定医療機関
2	上記1に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年960時間を超えることがやむを得ない理由	<p>須高地域（須坂市、小布施町、高山村、人口約66,000人）の急性期医療の中核を担い、当地域の2次救急対応病院は当院のみである。そのため、年間の時間外救急患者は約7,700人であり、そのうち約1,902件が救急車受入患者数である。</p> <p>また、当院は、長野県唯一の第1種感染症病床を有する感染症中核病院である。令和4年度は、COVID-19の入院患者を332人（延べ3,375人）受け入れ、特に中等症患者に対しての呼吸管理、全身管理を行ってきた。外来診療では、発熱外来で年間9,383人を受け入れ、COVID-19の関連検査は31,625件を実施した。</p> <p>循環器内科医師は2名体制である。今回B水準で申請を行う1名以外の医師は、今年度定年退職となるが、来年度以降も勤務を継続する予定である。ただし、定年退職後の再雇用となるため、申請医師の負担が増加することを予測している。また、循環器内科医の募集を継続しているが、採用の見込みがない。そのため、年間960時間の超過勤務時間を超える見込みである。</p> <p>そのほか、循環器内科の勤務状況は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環器内科の令和4年度入院患者数は延3,940人、外来患者数は延4,814人である。 ・虚血性心疾患の患者に対する心臓カテーテル検査は令和4年度41件、経皮的冠動脈ステント留置術は、同年30件実施している。その他、ペースメーカー移植術等の手術を年間33件実施している。 ・日直、当直、半当直（17:15～21:00）を実施している。 ・循環器内科は緊急性が高く、令和4年度の入院患者数は、令和3年度に比べ855人増加した。高齢者の心不全患者が増加しており、今後は、さらに増加する見込みである。
3	評価センターによる評価結果	<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制は整備されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修や業務の見直しの実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。</p>

（続く）

4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済であり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済であり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、長野県立信州医療センターを特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

須第 111 号

令和 6 年 (2024 年) 1 月 22 日

長野県知事 様

開 設 者 理事長 本田 孝行
住 所 長野県須坂市大字須坂 1332
氏名又は名称 地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立信州医療センター
(代表者名) 院長 竹内 敬昌

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。) 附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法 (昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。) 第 113 条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな たけうち たかまさ
	竹内 敬昌
名称	ふりがな ちほうどくりつぎょうせいほうじんながのけんりつ びょういんきこうながのけんりつしんしゅういりょうせんたー
	地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立信州医療センター
所在の場所	ふりがな ながのけんすざかしおおあざすざか
	長野県須坂市大字須坂 1332

2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

① 医師労働時間短縮計画(案)

② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類(添付資料 1)

③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類

④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類(添付資料 6)

⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書(⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類)を代替として扱うことが可能です。

添付書類省略

2024年1月10日

評価結果報告書

長野県立信州医療センター 病院長 殿

医療機関勤務環境評価センター
代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師の面接指導実施体制は整備されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修や業務の見直しの実施などが計画段階であることから早期実施に向けて取組むことが必要である。
労働時間短縮に向けて、自主的な取組の他、都道府県による必要な支援を講じられたい。

特定労務管理対象機関の指定に係る調書

医療機関名	飯田市立病院
申請区分	特定地域医療提供機関（B水準）
適用予定診療科	心臓血管外科、総合内科

	指定要件	審査状況（申請書類に基づく確認）
1	特例水準の適用が必要な業務	救急医療
2	上記 1 に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超えることがやむを得ない理由	<p>飯伊医療圏唯一の三次救急医療機関であり、令和 4 年度実績は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車受入台数 3,878 件 ・ドクターヘリ受入数 30 件 ・上記 2 件のうち時間外入院件数 1,285 件 ・救急外来患者数 8,953 人 <p>心臓血管外科は医師が 1 人であり、宿日直業務を除外していますが、輪番日は、オンコール体制をとっており、呼び出される回数も多い。また、手術を行う際は、他院の医師の派遣を受けているが術後管理の時間が必要であり担当医師が一人で行っている。院長から手術など業務内容による変則勤務の提案もしているが、今のところ受け入れられていない。</p> <p>総合内科については、在籍医師が 1 人であり、輪番日の宿日直が当たらないよう配慮しているが、血液疾患や膠原病疾患についても入院加療を行っており、患者数が多いため、オンコールによる呼び出しについて負担がある。また、研修医教育の担当者となっているため、研修医の急な休みがあり宿日直ができない日に代替りの医師がいない場合には、宿日直業務を行っている。</p> <p>患者理解については、病状説明について、原則として平日 8:30-17:15 の時間内にすることや休日や平日夜間は当直、当番医師が主治医の代わりに行うことを説明し理解を得るようにしている。</p> <p>タスク・シフト／シェアについては、医師事務作業補助者による業務支援や看護職員による特定行為研修修了者の配置、看護師や薬剤師による薬剤投与量の調整などを行うと同時に救急救命士を救命救急センターに配置し負担軽減を図っている。</p> <p>引き続き、患者理解、職員の理解を得たうえで、タスク・シフト／シェアについて推進しているが、現状 960 時間に収まっていないため。</p>
3	評価センターによる評価結果（全体評価）	<p>【全体評価】</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。</p> <p>【指摘事項・助言等】</p> <p>労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な条件を満たしている。</p> <p>それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導実施体制が整備されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階の項目であることから早期実施に向けた取組が必要である。</p> <p>労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けての取組が望まれる。</p>

（続く）

4	医師労働時間短縮計画の案が要件を満たしていることの確認（注1）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
5	追加的健康確保措置の実施体制の確認（注2）	評価センターにおいて評価済みであり、適当と認める
6	労働関係法令の重大・悪質な違反がないことの確認	当該医療機関から提出された誓約書により確認

（注1）医師労働時間短縮計画の案において満たすべき要件

- ・当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成したものであること
- ・勤務する医師の労働時間の状況
- ・労働が長時間にわたる勤務する医師の労働時間の短縮に係る目標
- ・勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- ・上記のほか、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

（注2）追加的健康確保措置実施体制の確認

- ・面接指導及び休息時間を確保することができる体制が整備されていること

【対応案】

上記の審査状況から、飯田市立病院を特定地域医療提供機関（B水準）に指定することとしたい。[令和6年4月1日付け]

様式 1 (特定地域医療提供機関 (B 水準) 指定申請書)

5 飯病庶第 667 号
令和 6 年 2 月 8 日

長野県知事 様

開設者 飯田市長 佐藤 健
住 所 長野県飯田市八幡町 438
氏名又は名称 飯田市立病院
(代表者名) 院長 堀米 直人

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）附則第 5 条の規定により改正法第 3 条の規定による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「医療法」という。）第 113 条の規定に基づき申請する。

1. 指定を予定する医療機関

管理者の氏名	ふりがな ほりごめ なおと
	堀米 直人
名称	ふりがな いいだしりつびょういん
	飯田市立病院
所在の場所	ふりがな ながのけんいいだしやわたまち 438
	長野県飯田市八幡町 438

2. 医療法第 113 条第 1 項の指定にかかる業務の内容(該当する条項を○で囲むこと。)

第 1 号 救急医療

第 2 号 居宅等における医療

第 3 号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

3. 添付書類

① 医師労働時間短縮計画 (案)

② 医療法第 113 条第 1 項に規定する業務があることを証する書類 (添付資料 1)

③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類

④ 医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類 (添付資料 6)

⑤ 医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類

※③ 医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類については、医療勤務環境評価センターによる評価結果の通知書 (⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類) を代替として扱うことが可能です。

添付書類省略

2024年2月1日

評価結果報告書

飯田市立病院 病院長

殿

医療機関勤務環境評価センター

代表 松本吉郎

[全体評価]

医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる

[指摘事項・助言等]

労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な条件を満たしている。
それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取り組みとして、医師の面接指導実施体制が整備されているが、医師の労働時間短縮に向けた研修の実施などが計画段階の項目であることから早期実施に向けた取組が必要である。
労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けての取組が望まれる。